



水を大切に

すゐが 宝塚

TAKARAZUKA

平成17(2005)年6月1日発行
第22号

編集発行 宝塚市上下水道局 総務課
〒665 0032 宝塚市東洋町1番3号
TEL.0797 73 3681(代表)
FAX.0797 72 5381
ホームページ <http://www.city.takarazuka.hyogo.jp/suido/>
(パソコン・携帯電話共通)
Eメール suido@city.takarazuka.lg.jp

水道や下水道に関する問い合わせは、次のとおりです。

内 容	問い合わせ
広報や経営全般 工事契約や物品調達	総務課 (0797-73-3688)
水道料金や下水道使用料 水道、下水道の使用開始や中止	営業課 (0797-73-3681)
給水設備や下水道排水設備の工事申請 (工事の申込みは市の指定業者へ) 市の指定業者の問い合わせ 水洗便所改造資金の助成申込み 下水道受益者負担金	給排水設備課 (0797-73-3691)
水源の状況 川下川ダムや浄水場について	浄水課 (0797-73-3689)
道路で水漏れしているとき 濁り水がでたとき	配水課 (0797-73-3687)
水道水の水質について	水質検査課 (0797-83-6940)
水道の計画や工事について	水道建設課 (0797-73-3686)
水路の管理について	下水道管理課 (0797-77-2105)
下水道の計画や工事について	下水道建設課 (0797-77-2023)

平成17年 4月



地方公営企業法の全部適用って？

地方公営企業法の全部適用とは、経営の最高責任者として『管理者』を設置し、事業の運営に関するすべての事務を管理者が行う制度で事業の効率化が図れます。会計は企業会計方式で行いますが、企業会計方式のみを採用する場合は「財務規定の適用」といいます。

宝塚市は、平成十七年四月から公共下水道事業の運営に兵庫県下の市町では初めて「地方公営企業法」を全面的に適用して運営することになりました。これに合わせ水道局と下水道部局の組織を統合し、上下水道局が発足。なお、初代の上下水道事業管理者には前水道事業管理者の南隆が就任しました。

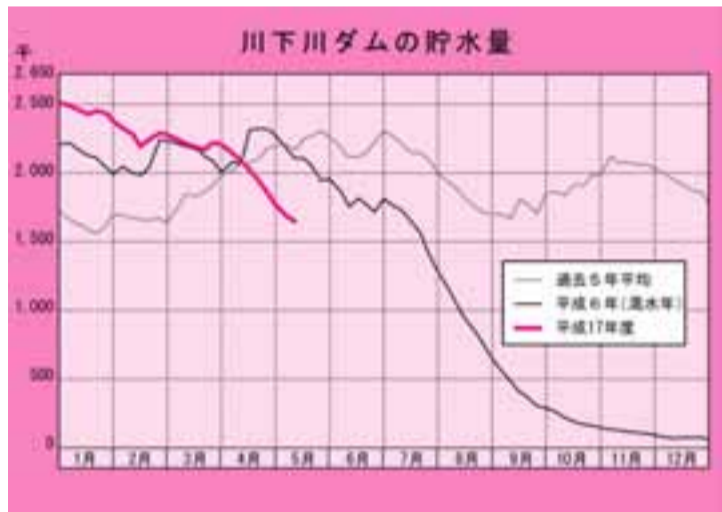
本市は公共下水道事業に地方公営企業法の全部を適用(別掲)したことにもない、水道局と組織を統合しました。その目的は、次のとおりです。

すでに水道料金と下水道使用料は一括して徴収していますが、水道や下水道の利用者の問い合わせは水道局と市役所とに別れていて不便でした。ひとつの組織に

して利用者の利便性を向上させます。

また、水は限られた資源。これからは自然や環境にも配慮した水循環型社会を創ることが重要ですが、本市の上下水道行政のあり方についても取り組んでいきます。

なお、水道事業と公共下水道事業はそれぞれ厚生労働省と国土交通省から事業の認可を得ていますので、



川下川ダムの貯水量は例年に比べて低下しています。冬期は例年以上の貯水量でしたが、三、四月に降水量が少なかったことや、昨秋の水害で現在未稼働の生瀬浄水場分を補っているため、引き続き節水にご協力をお願いします。

組織の統合によって、水道事業と公共下水道事業を混同するとはありません。したがって、予算や決算、資金管理もそれぞれ事業ごとに行うことになり、業務はありまじりませんが、二事業をひとつの組織で取り組み、事業の効率化に努めます。

宝塚市の水道事業と公共下水道事業の組織の変遷

水道事業	公共下水道事業
宝塚市制施行、水道課を設置	昭和29年 4月
地方公営企業法の全部を適用	昭和36年 4月
水道部に移行	昭和40年 4月
	昭和46年 7月
水道局に移行	昭和48年 4月
	平成13年 4月
	平成15年 4月
上下水道局に統合	平成17年 4月

都市計画部下水道課を設置
下水道部に移行
土木部下水道整備室に移行
地方公営企業法の財務規定を適用
地方公営企業法の全部を適用し、上下水道局に統合

水道週間

6月1日~7日

水道相談所を開設

残留塩素濃度の測定や、パッキンの配布など



昨年の水道相談コーナー

とき・ところ

6月5日(日)午前10時~午後5時
阪急逆瀬川駅前 アピア1 ふれあい広場

残留塩素の測定を希望される方は、採水後1時間以内の新鮮な水を容器に入れ、密封して持参ください。

係員がその場で残留塩素濃度を簡易測定します。

水道水 まちのすみまで 未来まで

全国統一標語

浄水場の施設見学会を開催

水道週間にあわせ、浄水場の施設見学会を開催します。わたしたちの暮らしに欠かすことのできない水道水の浄化される過程を見学してみませんか。

とき

6月4日(土)午前10時~午後3時

集合時間

午前10時、11時、午後1時、2時

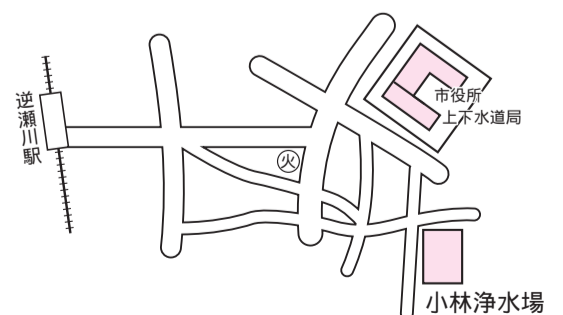
ところ

小林浄水場(亀井町1番23号) 0797-71-6540

阪急逆瀬川駅下車 徒歩15分(駐車場はありません)

予約制

小林浄水場

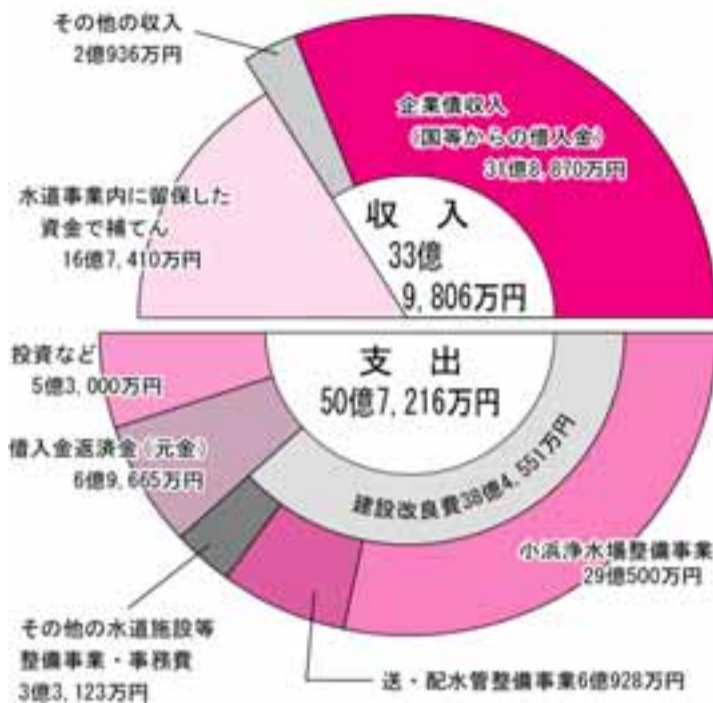


平成17年度
水道事業会計予算

平成十七年度の水道事業
会計予算の概要は、次のと
おりです。
平成十七年度末の給水人
口を二十二万六千人と想定
し、年間の総配水量を二千
五百六十四万立方メートル
(一日当たり約七千二百四

十六立方メートル)と見込
んでいます。また、料金徴
収の対象となる水量は二千
四百三十六万立方メートル
を想定しています。
予算の主な内容は、左図
のとおりです。

資本的収支予算(建設投資などの予算)



収益的収支予算(水を供給するための予算)

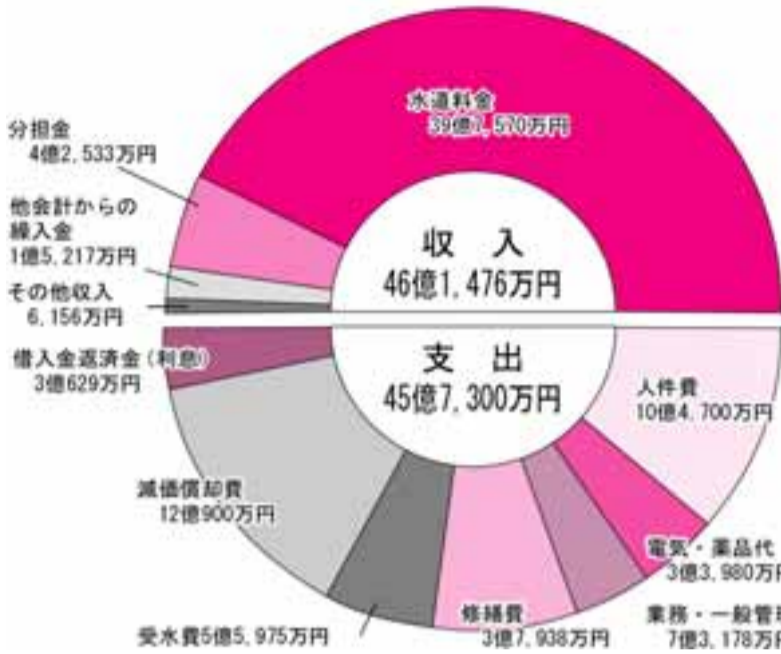


表1：玉瀬浄水場系の原虫検査結果(平成17年1月11日～4月18日)

検査日	1月11日	1月20日	2月21日	3月15日	4月18日
①玉瀬原水(玉瀬浄水場の原材料の水)					
ジアルジア	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
クリプトスポリジウム	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
②玉瀬浄水(玉瀬浄水場で浄水処理した水)					
ジアルジア	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
クリプトスポリジウム	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出

表1は、市北部地域の玉瀬浄水場系の原虫(クリプトスポリジウムとジアルジア)の検査結果で、昨年の12月30日の安全宣言以降も引き続き検査していますが、全て不検出です。

表2は、平成16年4月から平成16年9月までに行った各浄水場系(8系統)の給水栓水(蛇口の水)の水質検査結果(最小値から最大値)で、法令基準に全て適合しています。

なお、詳しくは水質検査課 ☎0797-83-6940)にお問い合わせ下さい。



表2：水道法に基づく水質基準項目の検査結果(平成16年4月から平成16年9月 最小値から最大値)

番号	試験項目	水質基準値	西谷サービスセンター(玉瀬浄水場系)		水質試験所(惣川浄水場系)		ゆずり葉緑地(生瀬浄水場系)		雲雀丘サービスステーション(川面浄水場系)		安倉中保育所(小浜浄水場系)		宝塚市上下水道局(小林浄水場系)		高司ふれ愛公園(亀井浄水場系)		中山台サービスステーション(多田浄水場系)		説明
			検査回数と測定値	検査回数と測定値	検査回数と測定値	検査回数と測定値	検査回数と測定値	検査回数と測定値	検査回数と測定値	検査回数と測定値	検査回数と測定値	検査回数と測定値	検査回数と測定値	検査回数と測定値					
1	一般細菌	1 ml中100以下	6	0	6	0	6	0	6	0	6	0	6	0	6	0	6	0	病原生物の指標
2	大腸菌	検出されないこと	6	0	6	0	6	0	6	0	6	0	6	0	6	0	6	0	
3	カドミウム及びその化合物	0.01mg/L以下	6	<0.001	6	<0.001	6	<0.001	6	<0.001	6	<0.001	6	<0.001	6	<0.001	6	<0.001	無機物質
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	6	<0.00005	6	<0.00005	6	<0.00005	6	<0.00005	6	<0.00005	6	<0.00005	6	<0.00005	6	<0.00005	無機物質
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	6	<0.001~0.001	6	<0.001~0.001	6	<0.001~0.001	6	0.001~0.002	6	0.001	6	0.001~0.002	6	0.001~0.002	6	0.001	無機物質
6	鉛及びその化合物 2	0.01mg/L以下	6	<0.001	6	<0.001~0.002	6	<0.001~0.001	6	<0.001~0.001	6	<0.001~0.001	6	<0.001~0.001	6	<0.001~0.001	6	<0.001~0.001	無機物質
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	6	<0.001	6	<0.001~0.001	6	<0.001~0.001	6	<0.001	6	<0.001~0.001	6	<0.001	6	<0.001	6	<0.001~0.001	無機物質
8	六価クロム化合物	0.05mg/L以下	6	<0.005	6	<0.005	6	<0.005	6	<0.005	6	<0.005	6	<0.005	6	<0.005	6	<0.005	無機物質
9	シアン化合物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	6	<0.001	6	<0.001	6	<0.001	6	<0.001	6	<0.001	6	<0.001	6	<0.001	6	<0.001	無機物質
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	12	0.10~0.45	13	0.11~0.33	12	0.16~0.47	12	0.01~0.04	12	0.47~1.05	12	0.60~0.93	12	0.30~0.48	12	0.31~0.83	無機物質
11	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	12	0.06~0.08	13	0.14~0.29	12	0.35~0.45	12	0.20~0.22	12	0.28~0.33	12	0.39~0.48	12	0.36~0.46	12	0.16~0.22	無機物質
12	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	6	0.03	6	<0.02~0.02	6	0.03~0.05	6	0.14~0.15	6	0.09~0.13	6	0.08~0.13	6	0.09~0.11	6	0.04~0.06	無機物質
13	四塩化炭素	0.002mg/L以下	6	<0.0002	6	<0.0002	6	<0.0002	6	<0.0002	6	<0.0002	6	<0.0002	6	<0.0002	6	<0.0002	一般有機化学物質
14	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	4	<0.005	4	<0.005	4	<0.005	4	<0.005	4	<0.005	4	<0.005	4	<0.005	4	<0.005	一般有機化学物質
15	1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/L以下	6	<0.002	6	<0.002	6	<0.002	6	<0.002	6	<0.002	6	<0.002	6	<0.002	6	<0.002	一般有機化学物質
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	6	<0.004	6	<0.004	6	<0.004	6	<0.004	6	<0.004	6	<0.004	6	<0.004	6	<0.004	一般有機化学物質
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	6	<0.002	6	<0.002	6	<0.002	6	<0.002	6	<0.002	6	<0.002	6	<0.002	6	<0.002	一般有機化学物質
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	6	<0.001	6	<0.001	6	<0.001	6	<0.001	6	<0.001	6	<0.001	6	<0.001	6	<0.001	一般有機化学物質
19	トリクロロエチレン	0.03mg/L以下	6	<0.003	6	<0.003	6	<0.003	6	<0.003	6	<0.003	6	<0.003	6	<0.003	6	<0.003	一般有機化学物質
20	ベンゼン	0.01mg/L以下	6	<0.001	6	<0.001	6	<0.001	6	<0.001	6	<0.001	6	<0.001	6	<0.001	6	<0.001	一般有機化学物質
21	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	4	<0.002~0.003	4	<0.002~0.003	4	<0.002	4	<0.002	4	<0.002	4	<0.002	4	<0.002	4	<0.002	消毒副生成物
22	四塩化ホルム	0.06mg/L以下	6	0.009~0.037	6	0.009~0.037	6	0.008~0.036	6	<0.001	6	0.002~0.013	6	0.006~0.011	6	0.003~0.006	6	0.004~0.012	消毒副生成物
23	ジクロロ酢酸	0.04mg/L以下	4	0.009~0.027	4	0.017~0.031	4	0.014~0.026	4	<0.001	4	0.005~0.008	4	<0.001~0.010	4	<0.001	4	0.006~0.009	消毒副生成物
24	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	6	<0.001~0.001	6	<0.001~0.002	6	0.003~0.007	6	0.002~0.003	6	0.003~0.004	6	0.006~0.011	6	0.004~0.007	6	0.004~0.005	消毒副生成物
25	臭素酸	0.01mg/L以下	4	<0.001	4	0.001~0.004	4	0.001~0.002	4	0.002	4	0.001~0.003	4	<0.001	4	0.001	4	<0.001~0.001	消毒副生成物
26	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	6	0.027~0.048	6	0.014~0.045	6	0.016~0.050	6	0.003~0.006	6	0.009~0.024	6	0.020~0.032	6	0.011~0.022	6	0.013~0.024	消毒副生成物
27	トリクロロ酢酸	0.2mg/L以下	4	<0.02~0.04	4	0.02~0.03	4	<0.02~0.03	4	<0.02	4	<0.02	4	<0.02	4	<0.02	4	<0.02	消毒副生成物
28	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	6	0.005~0.007	6	0.004~0.007	6	0.005~0.012	6	0.001~0.002	6	0.002~0.006	6	0.008~0.011	6	0.003~0.007	6	0.004~0.008	消毒副生成物
29	プロホルム	0.09mg/L以下	6	<0.001	6	<0.001	6	<0.001~0.001	6	<0.001~0.001	6	<0.001~0.002	6	<0.001~0.002	6	0.001~0.002	6	<0.001~0.001	消毒副生成物
30	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	4	<0.008	4	<0.008~0.009	4	<0.008~0.009	4	<0.008	4	<0.008	4	<0.008~0.011	4	<0.008	4	<0.008	消毒副生成物
31	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	6	<0.1	6	<0.1	6	<0.1	6	<0.1	6	<0.1	6	<0.1	6	<0.1	6	<0.1	色
32	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	6	0.04~0.11	6	0.03~0.18	6	0.03~0.13	6	<0.02	6	<0.02~0.05	6	<0.02~0.02	6	<0.02~0.03	6	0.02~0.04	色
33	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	6	<0.03~0.03	6	<0.03	6	<0.03~0.03	6	<0.03~0.04	6	<0.03	6	<0.03~0.04	6	<0.03~0.03	6	<0.03	色
34	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	6	<0.1	6	<0.1	6	<0.1	6	<0.1	6	<0.1	6	<0.1	6	<0.1	6	<0.1	色
35	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	12	12~16	13	12~21	12	16~24	12	54~56	12	34~48	12	26~44	12	35~41	12	12~22	味
36	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	6	<0.001~0.001	6	<0.001~0.001	6	<0.001~0.003	6	<0.001~0.001	6	<0.001~0.001	6	<0.001~0.001	6	<0.001~0.002	6	<0.001~0.001	味
37	塩化物イオン	200mg/L以下	12	13~19	13	12~28	12	15~30	12	54~57	12	35~62	12	29~47	12	35~40	12	17~28	味
38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	6	28~46	6	21~53	6	54~64	6	47~56	6	50~73	6	48~66	6	50~58	6	42~54	味
39	蒸発残留物	500mg/L以下	8	69~110	9	78~100	8	130~170	8	230~300	8	160~230	8	130~220	8	190~250	8	98~150	発泡
40	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	6	<0.02	6	<0.02	6	<0.02	6	<0.02	6	<0.02	6	<0.02	6	<0.02	6	<0.02	発泡
41	ジェオスミン 3	0.00002mg/L以下	5	<0.00002	5	<0.00002	5	<0.00002	5	<0.00002	5	<0.00002	5	<0.00002	5	<0.00002	5	<0.00002	臭気
42	2-メチルイソボルネオール 3	0.00002mg/L以下	5	<0.00002	5	<0.00002	5	<0.00002	5	<0.00002	5	<0.00002	5	<0.00002	5	<0.00002	5	<0.00002	臭気
43	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	4	<0.005~0.008	4	<0.005	4	<0.005	4	<0.005~0.007	4	<0.005	4	<0.005	4	<0.005	4	<0.005~0.005	発泡
44	フェノール類	0.005mg/L以下	6	<0.005	6	<0.005	6	<0.005	6	<0.005	6	<0.005	6	<0.005	6	<0.005	6	<0.005	臭気
45	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	5mg/L以下	4	1.5~1.7	4	1.6~1.7	4	1.1~1.4	4	<0.5~0.6	4	0.8~1.0	4	0.5~0.9	4	<0.5~0.5	4	0.8~0.9	味
46	pH値	5.8~8.6	6	7.1~7.4	6	7.2~7.6	6	7.3~7.6	6	6.8~7.0	6	7.1~7.2	6	6.9~7.1	6	6.9~7.1	6	7.1~7.3	基礎的性状
47	味	異常でないこと	13	異常なし	14	異常なし	13	異常なし	13	異常なし	13	異常なし	13	異常なし	13	異常なし	13	異常なし	基礎的性状
48	臭気	異常でないこと	13	異常なし	14	異常なし	13	異常なし	13	異常なし	13	異常なし							

水質検査計画を策定しました

水質検査計画の概要は、次のとおりです。
 詳しくは市上下水道局ホームページをご覧ください。
 (<http://www.city.takarazuka.hyogo.jp/suido/>)

平成17年度宝塚市上下水道局水質検査計画の概要

基本方針 次の方針で水質検査を行います。

- (1) 検査地点
 水道法(昭和32年法律第177号以下「法」という。)で義務づけられている水道水の水質検査を給水栓(蛇口の水。以下同じ。)で行います。その他、兵庫県水道用水供給事業からの受水点の浄水、浄水場の浄水(浄水場出口の水。以下同じ。)原水(浄水場入口の水及び水源。以下同じ。)で水質検査をします。
- (2) 検査項目
 検査項目は法令で義務づけられた水質基準項目、水質管理上留意すべき項目とされている水質管理目標設定項目、及び市独自の検査項目とします。
- (3) 検査頻度
 法令に基づく色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査は、給水栓で毎日行います。水質基準項目検査については、概ね月1回以上行うとされている項目は月1回、その他の項目は概ね3箇月に1回とします。

法令に基づき市で行う水質検査(基準項目:給水栓)

分類	項目	法令に基づく原則回数(回/年)	宝塚市での検査頻度(回/年)	備考
病原生物	1 一般細菌	12	12	新基準項目
	2 大腸菌			
無機物 重金属	3 カドミウム及びその化合物	4	4	
	4 水銀及びその化合物			
	5 セレン及びその化合物			
	6 鉛及びその化合物			
	7 ヒ素及びその化合物	12	12	原則回数より強化
	8 六価クロム化合物			
	9 シアン化物イオン及び塩化シアン			
	10 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			
	11 フッ素及びその化合物			
	12 ホウ素及びその化合物			

一般有機化学物質	13 四塩化炭素	4	4			
	14 1,4-ジオキサン					
	15 1,1-ジクロロエチレン					
	16 シス-1,2-ジクロロエチレン					
	17 ジクロロメタン					
	18 テトラクロロエチレン					
	19 トリクロロエチレン					
20 ベンゼン						
消毒副生成物	21 クロロ酢酸	4	4	新基準項目		
	22 クロロホルム			新基準項目		
	23 ジクロロ酢酸			新基準項目		
	24 ジブromokロロメタン			新基準項目		
	25 臭素酸			新基準項目		
	26 総トリハロメタン			新基準項目		
	27 トリクロロ酢酸			新基準項目		
	28 プロモジクロロメタン					
	29 プロモホルム					
	30 ホルムアルデヒド			新基準項目		
色	31 亜鉛及びその化合物	4	4	新基準項目		
	32 アルミニウム及びその化合物					
	33 鉄及びその化合物					
	34 銅及びその化合物					
味色	35 ナトリウム及びその化合物	4	4			
	36 マンガン及びその化合物					
味	37 塩化物イオン	12	12			
	38 カルシウム、マグネシウム等(硬度)			4	12	原則回数より強化
	39 蒸発残留物					
発泡	40 陰イオン界面活性剤	4	4			
臭気	41 ジェオスミン	(注1)	(注2)	新基準項目		
	42 2-メチルイソボルネオール			新基準項目		
発泡	43 非イオン界面活性剤	4	4	新基準項目		
臭気	44 フェノール類					
味覚	45 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	12	12	新基準項目		
基礎的性状	46 pH値	12	12			
	47 味					
	48 臭気					
	49 色度					
	50 濁度					

(注1)原因藻類発生時期に月に1回(注2)原因藻類発生時期に月に1回以上

水質検査計画(案)に対する意見募集の結果

頂いた意見の要旨と意見に対する上下水道局の考え方

- ・ 閲覧及び意見募集期間平成16年12月1日(水)から24日(金)まで
- ・ 閲覧者6名
- ・ 意見提出5名(延12項目) 水質検査について : 3名、8項目
 精度管理について : 1名、1項目
 水処理計画について : 1名、1項目
 カビ臭等について : 2名、2項目

ご意見の要旨	上下水道局の考え方
(1) 水質検査について	
井戸水があるが水質検査の結果、植木に使用している。水道水の水質を伺いたい。	水道水の水質検査結果は、今回の水質検査計画案や上下水道局のホームページ、水道広報で示していますのでご覧ください。
月1回や3回の検査回数で大丈夫か。	計画案でも示していますように給水栓水で色、濁り、消毒の残留効果(遊離残留塩素)について1日1回以上の検査を実施し、安全性の確認をしておりますのでご安心下さい。
検査結果が基準値を超えた場合どうなるのか。	法令で定める水質基準項目の基準値を超えないような水処理を行っています。万が一超えるようなことがあれば、広報も含め適切な対応を行います。
浄水検査と給水栓水検査とは同じものなので浄水検査を無くし、その分を給水栓水検査の回数や地点数を増やしてはどうか。	水質管理の面より、原水から浄水、給水栓水に至るまでの一連の過程の水質挙動を把握することが重要であるとの認識から当面原案通りで実施する考えです。
水道原水の検査回数が年2回から4回となっていますが、原水の種類により回数が変わるということですか。	本市の場合、原水はダム水、表流水、浅井戸水、深井戸水ですが、深井戸水は水質的に比較的安定しており、年2回の検査とされていますが、ダム水、表流水、浅井戸水は水質的な変動が大きいため、年4回の検査を行います。

浄水場により重点を置く項目をかえて検査や回数を決めた方が良いのではないかと。	ご指摘の点につきましては、平成16年に新しい基準が施行されたばかりで、これまで検査していない新規項目も多数あり、その挙動や他の検査項目との関連等に留意しつつ、今後、総合的に勘案していく必要があると考えています。
毎日検査の地点と定期検査地点が相違する理由と検査場所の選定方法は。	検査地点は当該水道により供給する水が水質基準に適合するかどうかを判断できる場所を選定しています。毎日検査地点と定期検査地点が相違するのはできるだけ多くの相違する場所で検査を行い、相互にチェックをするとともにその挙動を調査し安全確認しようとしています。
クリプトスポリジウム等の検査回数が随時となっており、検査を行う状況や検査地点についてはどのように考えているのか。	検査につきましては、指標菌の検出等から汚染の恐れがある場合や指標菌の検出がなくとも、発生汚染の可能性のある表流水等の水源について、必要に応じて随時、検査していく考えです。
(2) 精度管理について	
宝塚市の水質試験所が信頼できる検査機関であるかを示すものはありますか。	検査結果については上下水道局のホームページや水道広報でお知らせをしております。水質検査についても県等の外部精度管理に参画し検査の信頼性保証に努めています。今後とも、水質検査の信頼性確保に努めて参ります。
(3) 水処理計画について	
検査計画の公表だけでなく、水処理計画も出してください。	水質検査計画案の中で原水状況、水質管理上の事項や浄水処理方法を示していますのでご覧ください。
(4) カビ臭等について	
実際、カビ臭が発生した場合の対応策	過去にダム水でカビ臭が発生しましたが、その際は、生物調査等を随時行い選択取水、活性炭処理など適切な水処理に努めました。
ダム水のせいか過去何度か水道水が臭いときがありました。何とかならないものですか。	水道水にカビ臭がついている場合は、ダムで臭いを付けるプランクトンなどの生物がその生育条件に合致したことから過剰に発生したことが原因であると考えられます。今後、必要な検査を行い十分、原水監視をし、適切な水処理に努めます。

水道メータの定期取替

設置後7年が経過した水道メータを業者に委託して取り替えています。

取替えは、毎月20日から翌月の10日の間で、取替えの前には各戸に『お知らせ』を入れていきますので、取替日に不都合がある場合は、直接委託業者にご連絡ください。

なお、平成17年6月から平成18年3月までの取替え予定地区は下表のとおりです。

詳しくは、市上下水道局営業課までお問い合わせ下さい。(☎0797-73-3681)



水道の開栓や閉栓などの届け出はインターネットからできます。

上下水道局のホームページから水道の使用開始や中止などの届け出ができます。

届け出ができる内容は、次のとおりです。

- 水道使用の開始や中止
- 水道使用者名義の変更
- 料金の請求先の変更

ホームページから届け出する場合、使用者番号や水栓番号などが必要ですので、「閉栓中の札」、「水道料金の領収書」、「水道使用量のお知らせ」を参照し、必要

項目に入力してください。入力後、送信ボタンをクリックすると入力内容が市上下水道局営業課へ送信されます。受信後、3営業日以内に確認のメールを送信しますのでご確認ください。(☎0797-73-3681)

詳しくは、市上下水道局営業課にお問い合わせいただくか、上下水道局ホームページをご覧ください。

<http://www.city.takarazuka.hyogo.jp/suido/>

平成17年度 水道モニターを募集

水道モニター制度は、水道使用者にモニターになっていただき、モニター会議やアンケート調査などで使用者の意見や要望などをお聞かせいただく制度です。

モニターの募集要領は、次のとおりです。

▽応募資格

- ①市内在住で、市の水道を使用している20歳以上の方
- ②平日に開催するモニター会議(年4回程度)に出席できる方

▽募集人員

16人程度(別に、市自治会連合会からの推薦が14人)
ただし、申込み多数の場合は、応募者の地域バランスを考慮して選考します。

▽任期

平成17年7月から平成18年6月までの一年間

▽申し込み

6月10日(金)までに電話かEメールで市上下水道局総務課へ(☎0797-73-3688、Eメール suido@city.takarazuka.lg.jp)

平成17年度水道メータ取替予定地区	
平成17年6月(6/20~7/10)	高司1丁目、千種3丁目
7月(7/20~8/10)	御殿山3・4丁目、三笠町
8月(8/20~9/10)	谷口町、仁川台
9月(9/20~10/10)	桜ガ丘、寿町、安倉中1丁目
10月(10/20~11/10)	高司2丁目、千種2丁目
11月(11/20~12/10)	星の荘、安倉中2丁目
12月(12/20~1/10)	高司3~5丁目、塔の町
平成18年1月(1/20~2/10)	すみれガ丘1~4丁目、川面字長尾山、泉町
2月(2/20~3/10)	千種1・4丁目、仁川うぐいす台、仁川団地
3月(3/20~3/31)	安倉北1~5丁目

なお、大成町、大吹町地区は4月(4/20~5/20)、御殿山1・2丁目、今里町地区は5月(5/20~6/10)の取替となっています。

平成17年度の水道メータ取替委託業者は、次のとおりです。

(株)北出 (0797-86-4204)

段設備(株) (0797-71-0038)

宝塚アーバンサービス(株) (0797-74-9874)

水道メータは、計量法で有効期限が8年と規定されています。

市上下水道局指定給水装置工事事業者一覧表(平成17年5月15日現在)

新築や増改築または水道修理などの水道工事は指定給水装置工事業者に依頼してください。

市内の事業者は下記のとおりで、このほかに市外に営業所がある事業者もありますので、詳しくは市上下水道局給排水設備課までお問い合わせください。

なお、見積もりは複数の事業者からお取りいただくことをお勧めします。(☎0797-73-3691)

事業所名	所在地	電話番号	事業所名	所在地	電話番号
(株)福本重機工業	宝塚市仁川旭ガ丘2番28号	0798-52-6120	吉田設備工業	宝塚市米谷1丁目11番24号	0797-86-4625
大塚電化サービス	宝塚市仁川北3丁目4番4号	0798-53-2823	(株)秋田組	宝塚市安倉中2丁目13番2号	0797-84-8590
段設備(株)	宝塚市小林5丁目13番38号	0797-71-0038	アクアワークスコーポレーション	宝塚市安倉中2丁目8番14号	0797-83-3455
(株)中央水道	宝塚市亀井町11番30号	0797-71-5204	(株)山本土木	宝塚市安倉中5丁目12番22号	0797-84-7771
大公設備工業所	宝塚市千種1丁目8番67号	0797-72-5658	YOU TECK	宝塚市安倉北3丁目1番19号	0797-84-6886
玉川設備	宝塚市未成町28番16号	0797-73-0545	久保田工務店	宝塚市安倉北3丁目5番15号	0797-87-8414
(株)キムラ	宝塚市光明町6番17号	0797-74-3747	山下水道工業(株)	宝塚市安倉北5丁目936番2号	0797-87-8917
協同設備工業所	宝塚市大吹町11番4号	0797-71-1967	相大建設	宝塚市安倉西2丁目4番13号	0797-85-3921
伊藤建設(株)	宝塚市高司2丁目16番10号	0797-72-1768	松本工業	宝塚市売布1丁目10番4号	0797-84-9543
(有)高山工業	宝塚市高司3丁目6番14号	0797-73-2047	新栄商会	宝塚市売布2丁目2番7号	0797-86-4206
共栄設備工業	宝塚市高松町6番5号	0797-72-4316	南設備工業(株)	宝塚市売布2丁目13番23号	0797-86-1688
(有)光設備	宝塚市高松町13番6号	0797-77-2453	(株)北出	宝塚市中山寺1丁目17番6号	0797-86-4204
福井設備工業所	宝塚市福井町23番5号	0797-71-3617	(株)岸田組	宝塚市中山寺1丁目14番16号	0797-84-2074
(有)福井浄水工業所	宝塚市福井町20番23号	0797-72-6096	川口水道工業所	宝塚市三笠町7番8号	0797-86-6606
宝塚アーバンサービス(株)	宝塚市東洋町1番3号	0797-74-9874	宝塚岸田建設(株)	宝塚市三笠町8番10号	0797-84-3020
(有)成和工業所	宝塚市逆瀬川1丁目16番5号	0797-77-3512	宝塚設備メンテナンス事業協同組合	宝塚市三笠町3番8号	0797-84-0032
共和設備工業	宝塚市伊子志3丁目13番4号	0797-72-8310	吉川組	宝塚市泉町1番23号	0797-81-5671
(株)協栄	宝塚市伊子志4丁目2番1号	0797-72-1031	大一建設	宝塚市泉町22番19号	0797-81-6511
登川設備	宝塚市伊子志4丁目2番68号	0797-74-8012	上原建材工業(株)	宝塚市星の荘30番12号	0797-84-3382
(株)竹林商会	宝塚市南口1丁目8番18号	0797-72-2490	(株)竹内建設	宝塚市中筋7丁目10番4号	0797-88-9901
(株)延命寺商店	宝塚市南口2丁目11番2号	0797-72-0666	(株)テナム	宝塚市中筋7丁目10番4号	0797-80-1099
宝塚水道工業所	宝塚市宝梅1丁目1番26号	0797-71-8904	ホームセンター中山	宝塚市中山桜台2丁目2番1号	0797-89-1987
本部設備	宝塚市長寿ガ丘4番8号	0797-85-5722	(株)松山土木	宝塚市山本丸橋2丁目21番地	0797-88-9078
木本工業(株)	宝塚市川面2丁目1番11号	0797-86-3881	(有)堤工業	宝塚市山本中1丁目1番12号	0797-89-2769
(株)イールド建設	宝塚市川面3丁目16番13号	0797-81-4044	青木設備	宝塚市山本台3丁目13番17号	0797-89-7039
(株)オーガキ	宝塚市川面5丁目5番14号	0797-84-9367	(有)安田設備宝塚営業所	宝塚市山本野里1丁目74-1	0797-80-1539
渡邊建設	宝塚市武庫川町5番29号	0797-83-6434	(株)水道社	宝塚市口谷東3丁目83-1	0797-80-2258
野間設備	宝塚市清荒神2丁目8番9号	0797-87-4808	(株)藤川設備工業	宝塚市平井山荘21番19号	0797-88-5610
グローリー建設(株)	宝塚市旭町2丁目2番27号	0797-81-3343	(株)谷井水道工業所	宝塚市南ひばりが丘1丁目16番5号	072-759-2565
(株)三和建設	宝塚市旭町3丁目2番10号	0797-84-3411	(有)I.G.I設備	宝塚市南ひばりが丘2丁目12番2号	0797-88-5555
(株)司興業	宝塚市美座2丁目15番15号	0797-86-6635	(株)協和	宝塚市南ひばりが丘3丁目13番13号	072-757-5038
宝塚水道工業協同組合	宝塚市小浜3丁目2番19号	0797-87-1061	(株)ミツワテック宝塚	宝塚市大原野字中林13番地の1	0797-91-0204
(株)グラント	宝塚市小浜3丁目6番5号	0797-85-2261	ミヤビ設備工業所	宝塚市長谷字北阿弥陀16番地	0797-91-1158
ヤマジ建設(株)	宝塚市小浜4丁目1番1号	0797-86-1679	(有)クラモト住設	宝塚市切畑字宮ノ後40番地の1	0797-91-1061
奥村設備工業	宝塚市小浜5丁目4番3号	0797-86-2671	(株)東部装建	宝塚市大原野字井上36番地の1	0797-91-1546
(株)アドパンス	宝塚市向月町2番25号	0797-85-0372	(株)新三宝組	宝塚市大原野字南向8番地の5	0797-91-1318
(株)金山組	宝塚市鶴の荘21番16号	0797-84-7822			

(地域別)